

昭和四十年通商産業省令第五十二号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令  
 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第五十四条、第五十六条および第九十九条の規定に基づき、およびこれらの規定を実施するため、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令を次のように制定する。

- 目次  
 第一章 主任技術者の資格等（第一条―第五条）  
 第二章 電気主任技術者試験（第六条―第十条）  
 第三章 主任技術者の資格等

（学歴又は資格及び実務の経験の内容）

第一条 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十四条第二項第一号の経済産業省令で定める学歴又は資格及び実務の経験は、次の表の上欄に掲げる主任技術者免状の種類に応じて、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

免状の種類	実務の内容	経験年数
第一種 第一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。上の電気工作物の主任技術者として認定を受けたもの）の電気工学に関する学歴を修めた者（当該科目を修めて同法による大学院を修了した者を含む。） 第二 一に掲げる者以外の者であつて、第電圧五万ボルト以上第二種電気主任技術者免状の交付を受けたものの電気工学に関する学歴を修めて同法による大学院を修了した者を含む。	電圧五万ボルト以上第二種電気主任技術者免状の交付を受けたもの 電圧五万ボルト以上第二種電気主任技術者免状の交付を受けたもの 電圧五万ボルト以上第二種電気主任技術者免状の交付を受けたもの	同法による大学院において修了前（同法による大学院に在学中）の経験年数の二分の一と卒業後（同法による大学院に在学中）の経験年数との和が五年以上
第二種 第一 学校教育法による大学若しくはこれに相当する専修学校（専修学校の前期課程を除く。）の電気工学に関する学歴を修めた者（当該科目を修めて同法による大学院を修了した者を含む。） 第二 一に掲げる者以外の者であつて、第電圧一万ボルト以上第二種電気主任技術者免状の交付を受けたものの電気工学に関する学歴を修めて同法による大学院を修了した者を含む。	電圧一万ボルト以上第二種電気主任技術者免状の交付を受けたもの 電圧一万ボルト以上第二種電気主任技術者免状の交付を受けたもの 電圧一万ボルト以上第二種電気主任技術者免状の交付を受けたもの	同法による大学院において修了前（同法による大学院に在学中）の経験年数の二分の一と卒業後（同法による大学院に在学中）の経験年数との和が三年以上
第三種 第一 学校教育法による大学若しくはこれに相当する専修学校（専修学校の前期課程を除く。）の電気工学に関する学歴を修めた者（当該科目を修めて同法による大学院を修了した者を含む。） 第二 一に掲げる者以外の者であつて、第電圧五百ボルト以上第三種電気主任技術者免状の交付を受けたものの電気工学に関する学歴を修めて同法による大学院を修了した者を含む。	電圧五百ボルト以上第三種電気主任技術者免状の交付を受けたもの 電圧五百ボルト以上第三種電気主任技術者免状の交付を受けたもの 電圧五百ボルト以上第三種電気主任技術者免状の交付を受けたもの	同法による大学院において修了前（同法による大学院に在学中）の経験年数の二分の一と卒業後（同法による大学院に在学中）の経験年数との和が一年以上

修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）  
 三 一及び二に掲げる者以外の者であつて、第三種電気主任技術者免状の交付を受けたもの

電圧一万ボルト以上第三種電気主任技術者免状の交付を受けたもの  
 電圧一万ボルト以上第三種電気主任技術者免状の交付を受けたもの  
 電圧一万ボルト以上第三種電気主任技術者免状の交付を受けたもの

同法による大学院において修了前（同法による大学院に在学中）の経験年数の二分の一と卒業後（同法による大学院に在学中）の経験年数との和が一年以上

同法による大学院において修了前（同法による大学院に在学中）の経験年数の二分の一と卒業後（同法による大学院に在学中）の経験年数との和が三年以上

同法による大学院において修了前（同法による大学院に在学中）の経験年数の二分の一と卒業後（同法による大学院に在学中）の経験年数との和が一年以上

同法による大学院において修了前（同法による大学院に在学中）の経験年数の二分の一と卒業後（同法による大学院に在学中）の経験年数との和が一年以上

同法による大学院において修了前（同法による大学院に在学中）の経験年数の二分の一と卒業後（同法による大学院に在学中）の経験年数との和が一年以上

<p>法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）  四 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれと同等以上の教育設備に相当する発前期課程においては修了後 高設を卒業した者（同法による専門職大電用以外の設備の十五メートル以上のダム（発電用の前期課程を修了した者を含み、前号に掲げる者を除く。）  運用</p>	<p>は運用に関する経験四年以上を含む六年以上  卒業後（同法による専門職大学の前期課程においては修了後 高設を卒業した者（同法による専門職大電用以外の設備の十五メートル以上のダム（発電用の前期課程を修了した者を含み、前号に掲げる者を除く。）の工事、維持又は運用に関する経験四年以上を含む十年以上</p>	<p>五 学校教育法による高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、土木工電用以外の設備の事、維持又は運用に関する経験五年以上を含む十年以上  運用</p>	<p>水力設備又は水力卒業後高さ十五メートル以上のダム（発電用のものに限る。）の工事、維持又は運用に関する経験五年以上を含む十年以上</p>	<p>六 学校教育法による高等学校又はこれと同等以上の教育施設を卒業した者（五に掲げる者を除く。）  運用</p>	<p>水力設備又は水力卒業後高さ十五メートル以上のダム（発電用のものに限る。）の工事、維持又は運用に関する経験五年以上を含む十四年以上</p>	<p>七 学校教育法による中学校又は義務教育学校を卒業した者  運用</p>	<p>水力設備又は水力卒業後高さ十五メートル以上のダム（発電用のものに限る。）の工事、維持又は運用に関する経験十年以上を含む二十年以上</p>	<p>八 高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）第八条に規定する認定試験合格者（同令附則第二定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）第八条第一項に規定する資格検定合格者を含む。以下「高卒認定試験合格者」という。）  運用</p>	<p>水力設備又は水力卒業後高さ十五メートル以上のダム（発電用のものに限る。）の工事、維持又は運用に関する経験五年以上を含む十四年以上</p>
<p>三 学校教育法による高等学校又はこれと同等以上の教育施設において、土木工電用以外の設備の事、維持又は運用  四 学校教育法による高等学校又はこれと同等以上の教育施設を卒業した者（三に掲げる者を除く。）  運用</p>	<p>水力設備又は水力卒業後五年以上（三年以上の水力設備に係る経験を含むものに限る。）の工事、維持又は運用に関する経験五年以上を含む十年以上</p>	<p>五 学校教育法による中学校又は義務教育学校を卒業した者  運用</p>	<p>水力設備又は水力卒業後十二年以上（八年以上の水力設備に係る経験を含むものに限る。）の工事、維持又は運用に関する経験十年以上を含む二十年以上</p>	<p>六 高卒認定試験合格者  運用</p>	<p>水力設備又は水力卒業後十二年以上（八年以上の水力設備に係る経験を含むものに限る。）の工事、維持又は運用に関する経験十年以上を含む二十年以上</p>	<p>第一 学校教育法による大学又はこれと同等以上の教育施設において、機械工学に  関係する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて同法による大学院を修了した者を含む。）  運用</p>	<p>卒業後（同法による大学院において修了後）六年以上（三年以上の圧力五千八百八十キロパスカル以上の発電用のボイラー又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に関する経験を含むものに限る。）の工事、維持又は運用に関する経験十年以上を含む二十年以上</p>	<p>二 学校教育法による大学又はこれと同等以上の教育施設を卒業した者（同法による大学院を修了した者を含み、前号に掲げる者を除く。）  掲げる者を除く。）  運用</p>	<p>卒業後（同法による大学院において修了後）十年以上（六年以上の圧力五千八百八十キロパスカル以上の発電用のボイラー又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に関する経験を含むものに限る。）の工事、維持又は運用に関する経験十年以上を含む二十年以上</p>
<p>三 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設において、機械工学に  関係する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）  運用</p>	<p>卒業後（同法による専門職大学の前期課程においては修了後）八年以上（四年以上の圧力五千八百八十キロパスカル以上の発電用のボイラー又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に関する経験を含むものに限る。）の工事、維持又は運用に関する経験十年以上を含む二十年以上</p>	<p>三 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設において、機械工学に  関係する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）  運用</p>	<p>卒業後（同法による専門職大学の前期課程においては修了後）八年以上（四年以上の圧力五千八百八十キロパスカル以上の発電用のボイラー又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に関する経験を含むものに限る。）の工事、維持又は運用に関する経験十年以上を含む二十年以上</p>	<p>三 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又はこれと同等以上の教育施設において、機械工学に  関係する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）  運用</p>	<p>卒業後（同法による専門職大学の前期課程においては修了後）八年以上（四年以上の圧力五千八百八十キロパスカル以上の発電用のボイラー又は蒸気タービンの工事、維持又は運用に関する経験を含むものに限る。）の工事、維持又は運用に関する経験十年以上を含む二十年以上</p>				

四 学校教育法による短期大学若しくはポイラー又は蒸気  
 高等専門学校又はこれと同等以上の教育タービンの工事、  
 施設を卒業した者（同法による専門職大維持又は運用  
 学の前期課程を修了した者を含み、前号  
 に掲げる者を除く。）

五 学校教育法による高等学校又はこれ発電用のポイラー  
 と同等以上の教育施設において、機械工又は蒸気タービン  
 の工事、維持又は運用  
 学に関する学科を修めて卒業した者

六 学校教育法による高等学校又はこれポイラー又は蒸気  
 と同等以上の教育施設を卒業した者（前タービンの工事  
 号に掲げる者を除く。）

七 学校教育法による中学校又は義務教ポイラー又は蒸気  
 育学校を卒業した者  
 タービンの工事、  
 維持又は運用

八 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭発電用のポイラー  
 和二十六年法律第四十九号）第五号又は蒸気タービン  
 一項第二号イの一級海技士（機関）としての工事、維持又は  
 の海技士の免許を受けている者、ポイラー運用  
 ラー及び圧力容器安全規則（昭和四十七  
 年労働省令第三十三号）第九十七条第一  
 号の特級ポイラー技師免許を受けている  
 者、エネルギーの使用の合理化及び非化  
 石エネルギーへの転換等に関する法律  
 （昭和五十四年法律第四十九号）第九号第  
 一項のエネルギー管理士免状の交付を受  
 けている者（エネルギー管理士の試験及  
 び免状の交付に関する規則（昭和五十九

維持又は運用に関する経験を含む  
 ものに限る。）  
 卒業後（同法による専門職大学の  
 前期課程においては修了後）十二  
 年以上（八年以上の発電用のポイ  
 ラー又は蒸気タービンの工事、維  
 持又は運用に関する経験（四年以上  
 の圧力五千八百八十キロパスカ  
 ル以上の発電用のポイラー又は蒸  
 気タービンの工事、維持又は運用  
 に関する経験を含むものに限る。）  
 を含むものに限る。）  
 卒業後十年以上（五年以上の圧力  
 五千八百八十キロパスカル以上の  
 発電用のポイラー又は蒸気タービ  
 ンの工事、維持又は運用に関する経  
 験（五年以上の圧力五千八百八十  
 キロパスカル以上の発電用のポイ  
 ラー又は蒸気タービンの工事、維  
 持又は運用に関する経験を含むも  
 のに限る。）を含むものに限る。）  
 卒業後二十年以上（十五年以上の  
 発電用のポイラー又は蒸気タービ  
 ンの工事、維持又は運用に関する  
 経験（十年以上の圧力五千八百八  
 十キロパスカル以上の発電用のポ  
 イラー又は蒸気タービンの工事、  
 維持又は運用に関する経験を含む  
 ものに限る。）を含むものに限る  
 ものに限る。）  
 免許を受け又は免状の交付を受け  
 若しくは試験に合格した後六年以  
 上（三年以上の圧力五千八百八十  
 キロパスカル以上の発電用のポイ  
 ラー又は蒸気タービンの工事、維  
 持又は運用に関する経験を含むも  
 のに限る。）

年通商産業省令第十五号）第二十九条の 表の上欄に掲げる熱分野専門区分に応じ た同表の下欄に掲げる試験課目又は同規 則別表第一の第一欄に掲げる熱分野専門 区分に応じた同表の第二欄に掲げる修了 試験課目に合格したことによりエネルギ ー管理士免状の交付を受けた者に限る。 以下この表において同じ。）又は技術士法 （昭和五十八年法律第二十五号）第二十条第 一項の技術士（機械部門に限る。）の二次 試験に合格した者 九 高卒認定試験合格者	第二 種 ポ 等 上 の 教 育 施 設 に お い て 、 機 械 工 学 に 関 す る 学 科 を 修 め て 卒 業 し た 者 （ 当 該 学 科 を 修 め て 同 法 に よ る 大 学 院 を 修 了 し た 者 を 含 む 。）	ポイラー又は蒸気タービンの工事、維持又は運用 高卒認定試験合格者となつた後十 四年以上（十年以上の発電用のポ イラー又は蒸気タービンの工事、 維持又は運用に関する経験（五年 以上の圧力五千八百八十キロパス カル以上の発電用のポイラー又は 蒸気タービンの工事、維持又は運 用に関する経験を含むものに限る。） を含むものに限る。） 卒業後（同法による大学院におい ては修了後）三年以上
<p>二 学校教育法による大学又はこれと同 等以上の教育施設を卒業した者（同法に よる大学院を修了した者を含み、前号に 掲げる者を除く。）</p> <p>三 学校教育法による短期大学若しくは 高等専門学校又はこれと同等以上の教育 施設において、機械工学に関する学科を 修めて卒業した者（当該学科を修めて同 法による専門職大学の前期課程を修了し た者を含む。）</p> <p>四 学校教育法による短期大学若しくは 高等専門学校又はこれと同等以上の教育 施設を卒業した者（同法による専門職大</p>	<p>ポイラー、蒸気タービン、蒸気ター ビン又は燃料電池 設備の工事、維持 又は運用</p> <p>卒業後（同法による大学院におい ては修了後）五年以上（三年以上 の圧力五千八百八十キロパスカル 以上のものに限る。以下同じ。） の工事、維持又は 運用</p> <p>卒業後（同法による大学院におい ては修了後）五年以上（三年以上 の圧力五千八百八十キロパスカル 以上のものに限る。） の工事、維持又は 運用</p>	<p>卒業後（同法による専門職大学にお いては修了後）六年 以上（四年以上の発電用のポイラ ー、蒸気タービン、ガスタービン</p>

五 学校教育法による高等学校又はこれ発電用のボイラー、蒸気タービン、ガスタービン、ガスタービン又は燃料電池設備の工事、維持又は運用

六 学校教育法による高等学校又はこれ発電用のボイラー、蒸気タービン、ガスタービン、ガスタービン又は燃料電池設備の工事、維持又は運用

七 学校教育法による中学校又は義務教育学校を卒業した者

八 船舶職員及び小型船舶操縦者法第五条第一項第二号イの一级海技士（機関）としての海技士の免許を受けている者、ボイラー及び圧力容器安全規則第九十七条第一号の特級ボイラー技師免許を受けている者、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第九条第一項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者又は技術士法第二条第一項の技術士（機械部門に限る。）の二次試験に合格した者

九 高卒認定試験合格者

五 学校教育法による高等学校又はこれ発電用のボイラー、蒸気タービン、ガスタービン、ガスタービン又は燃料電池設備の工事、維持又は運用

六 学校教育法による高等学校又はこれ発電用のボイラー、蒸気タービン、ガスタービン、ガスタービン又は燃料電池設備の工事、維持又は運用

七 学校教育法による中学校又は義務教育学校を卒業した者

八 船舶職員及び小型船舶操縦者法第五条第一項第二号イの一级海技士（機関）としての海技士の免許を受けている者、ボイラー及び圧力容器安全規則第九十七条第一号の特級ボイラー技師免許を受けている者、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第九条第一項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者又は技術士法第二条第一項の技術士（機械部門に限る。）の二次試験に合格した者

九 高卒認定試験合格者

六 学校教育法による高等学校又はこれ発電用のボイラー、蒸気タービン、ガスタービン、ガスタービン又は燃料電池設備の工事、維持又は運用

七 学校教育法による中学校又は義務教育学校を卒業した者

八 船舶職員及び小型船舶操縦者法第五条第一項第二号イの一级海技士（機関）としての海技士の免許を受けている者、ボイラー及び圧力容器安全規則第九十七条第一号の特級ボイラー技師免許を受けている者、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第九条第一項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者又は技術士法第二条第一項の技術士（機械部門に限る。）の二次試験に合格した者

九 高卒認定試験合格者

七 学校教育法による中学校又は義務教育学校を卒業した者

八 船舶職員及び小型船舶操縦者法第五条第一項第二号イの一级海技士（機関）としての海技士の免許を受けている者、ボイラー及び圧力容器安全規則第九十七条第一号の特級ボイラー技師免許を受けている者、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第九条第一項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者又は技術士法第二条第一項の技術士（機械部門に限る。）の二次試験に合格した者

九 高卒認定試験合格者

八 船舶職員及び小型船舶操縦者法第五条第一項第二号イの一级海技士（機関）としての海技士の免許を受けている者、ボイラー及び圧力容器安全規則第九十七条第一号の特級ボイラー技師免許を受けている者、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第九条第一項のエネルギー管理士免状の交付を受けている者又は技術士法第二条第一項の技術士（機械部門に限る。）の二次試験に合格した者

九 高卒認定試験合格者

九 高卒認定試験合格者

九 高卒認定試験合格者

**2 電気主任技術者免状の交付を受けようとする者のうち、学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校又はこれらと同等以上の教育施設であつて、経済産業大臣の認定を受けたものの電気工学に関する学科において、第七条第一項第二号に定める科目の一部を修めぬで卒業した者（同法による大学院又は専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下「単位不足者」という。）については、二科目を限度（同項第二号及び第四号又は同項第三号及び第四号に限る。）として同条第一項に規定する一次筆記試験の当該科目の合格をもつて、修めたものとみなす。**

3 第一項の規定による認定を受けようとする者は、様式第一の学校認定申請書に次の書類を添え、その申請に係る学校その他の教育施設（以下「学校等」という。）の所在地を管轄する産業保安監督部長（産業保安監督部の支部長及び中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長を含む。以下同じ。）を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一 学校等の設立年月日並びに関係学科の設置年月日及びその学科における授業科目の推移を記載した書類

二 関係学科の修業年限及び学校教育法による学校以外の教育施設の場合は、学生又は生徒の定員並びに入学資格を記載した書類

三 電気工学に関して認定を受けようとする者にあつては様式二の二、その他の者にあつては様式二の三の関係学科科目別授業内容及び履修単位明細書

四 学校教育法による学校以外の教育施設の場合は、様式三の関係学科教員関係明細書

五 電気工学に関して認定を受けようとする者にあつては様式四の二、その他の者にあつては様式四の三の関係学科実験設備及び実習設備明細書

**第一条の二** 前条第一項の規定により認定を受けた者が次の各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ様式第一の二の学校認定変更届出書をその学校等の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一 学校等の名称又は住所

二 関係学科の修業年限（認定時より短縮する場合に限る。）及び学校教育法による学校以外の教育施設の場合は、学生又は生徒の定員（認定時より増加する場合に限る。）並びにその入学資格

三 関係学科の名称若しくは科目又は科目別授業内容若しくは履修単位（認定時より減少する場合に限る。）

四 学校教育法による学校以外の教育施設の場合は、関係学科の教員数（認定時より減少する場合に限る。）

**第一条の三** 経済産業大臣は、第一条第一項の認定が適当でなくなつたと認めるとき又は同項の規定により認定を受けた者が前条の規定に違反したときは、将来に向かつてその認定を取り消すことができる。

**第一条の四** 経済産業大臣は、第一条第一項の規定により教育施設の認定を行なつたとき、第一条の二の規定により同条第一号の変更の届出があつたとき、または前条の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

**第二条 削除**

**第三条** 主任技術者免状の様式（主任技術者免状の統制）

**第四条** 法第四十四條第二項第一号の規定により主任技術者免状の交付を受けようとする者は、様式第六の主任技術者免状交付申請書に戸籍の抄本、住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。）その他の本籍、氏名及び生年月日を確かめるに足りる書類（以下「戸籍の抄本等」という。）（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、産業保安監督部長を経由して経済産業大臣が提出する日において有効なものに、その他のものにあつては、産業保安監督部長を経由して経済産業大臣が提出する日以前六月以内に作成されたものに限る。）第五条第三項において同じ。）並びに第一条第一項の学歴又は資格及び実務の経験を有することを証する書類（電気主任技術者免状の交付を受けようとする者が学歴に係るものを提出する場合にあつては、学校等が作成した様式第七の単位取得証明書）を添え、産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

**2 法第四十四條第二項第二号の規定により主任技術者免状の交付を受けようとする者（指定試験機関がその試験事務を行う電気主任技術者試験を受けようとする者を除く。）は、様式第六の二の主任技術者免状交付申請書に戸籍の抄本等（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、経済産業大臣が提出を受けようとする日において有効なものに、その他のものにあつては、経済産業大臣が提出を受けようとする日において有効なものに、）その他のものにあつては、経済産業大臣が提出を受けようとする日において有効なものに、）その他のものにあつては、経済産業大臣が提出を受けようとする日において有効なものに、）その他のものにあつては、経済産業大臣が提出を受けようとする日において有効なものに、）**

主任技術者免状の様式（主任技術者免状の統制）

主任技術者免状の統制

主任技術者免状の統制

主任技術者免状の統制

提出を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。次項本文において同じ。）及び試験結果通知書を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。

3 指定試験機関がその試験事務を行う電気主任技術者試験に合格したことにより主任技術者免状の交付を受けようとする者は、様式第六の三の主任技術者免状交付申請書に戸籍の抄本等及び試験結果通知書を添え、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、経済産業大臣が法第四十四条の二第一項の規定により免状交付事務の委託を行う場合は、様式第六の四の主任技術者免状交付申請書に戸籍の抄本等（有効期間又は有効期限のあるものにあつては、指定試験機関が提出を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては、指定試験機関が提出を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。）及び試験結果通知書を添え、指定試験機関に提出しなければならない。

（免状の再交付）  
**第五条** 主任技術者免状を汚し、損じ、又は失つてその再交付を受けようとする者は、様式第八の主任技術者免状再交付申請書を産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2 主任技術者免状を汚し、又は損じてその再交付の申請をする場合は、前項の主任技術者免状再交付申請書に当該主任技術者免状を添付しなければならない。

3 主任技術者免状を汚し、損じ、又は失つてその再交付の申請をする場合であつて、主任技術者免状の記載事項に変更があるときは、第一項の主任技術者免状再交付申請書に戸籍の抄本等を添付しなければならない。

## 第二章 電気主任技術者試験

### （電気主任技術者試験の方法）

**第六条** 電気主任技術者試験（以下単に「技術者試験」という。）は、これを分けて一次試験及び二次試験とする。ただし、第三種電気主任技術者免状に係るものにあつては、二次試験を行わないものとする。

2 一次試験は、筆記試験又は電子計算機を使用する方法による試験により行うものとする。

3 二次試験は、一次試験に合格した者及び次項の規定により一次試験を免除された者について、筆記試験により行うものとする。

4 一次試験（第三種電気主任技術者免状に係るものを除く。）に合格した者が、その合格した一次試験の行われた年度の初めから二年以内（経済産業大臣が天災その他の非常事態により試験が行われなかったことその他の特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該試験が行われた年度の初めから二年を経過した後において最初に行われる試験の実施日の属する月まで）にその合格した一次試験に係る技術者試験と同一の種類主任技術者免状に係る技術者試験を受ける場合は、その一次試験を免除する。

### （試験の科目）

**第七条** 一次試験の科目は、次のとおりとする。

一 電気理論、電子理論、電気計測及び電子計測に関するもの

二 発電所、蓄電所及び変電所の設計及び運転、送電線路及び配電線路（屋内配線を含む。以下同じ。）の設計及び運用並びに電気材料に関するもの

三 電気機器、パワーエレクトロニクス、電動機応用、照明、電熱、電気化学、電気加工、自動制御、メカトロニクス並びに電力システムに関する情報伝送及び処理に関するもの

四 電気法規（保安に関するものに限る。）及び電気施設管理に関するもの

2 二次試験の科目は、次のとおりとする。

一 発電所、蓄電所及び変電所の設計及び運転、送電線路及び配電線路の設計及び運用並びに電気施設管理に関するもの

二 電気機器、パワーエレクトロニクス、自動制御及びメカトロニクスに関するもの

### （試験科目の免除）

**第七条の二** 一次試験（第三種電気主任技術者免状に係るものを除く。）の一部の科目に合格した者に対しては、その合格した一次試験の行われた年度の初めから三年以内（経済産業大臣が天災

その他の非常事態により試験が行われなかったことその他の特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該試験が行われた年度の初めから三年を経過した後において最初に行われる試験の実施日の属する月まで）にその合格した一次試験に係る技術者試験と同一の種類主任技術者免状に係る技術者試験を受ける場合は、その申請によりその一次試験の科目を免除する。

2 一次試験（第三種電気主任技術者免状に係るものに限る。）の一部の科目に合格した者に対しては、次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請によりその一次試験の科目を免除する。

一 その合格した一次試験が、当該試験の実施日の属する年度において最初に行われたものであつて、当該年度の初めから三年以内（経済産業大臣が天災その他の非常事態により試験が行われなかったことその他の特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該年度の初めから三年を経過した後において二回目に行われる試験の実施日の属する月まで）にその合格した一次試験に係る技術者試験と同一の種類主任技術者免状に係る技術者試験を受ける場合

二 その合格した一次試験が、当該試験の実施日の属する年度において二回目に行われたものであつて、当該年度の初めから三年を経過した後において最初に行われる試験の実施日の属する月まで（経済産業大臣が天災その他の非常事態により試験が行われなかったことその他の特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該試験が行われた年度の初めから三年を経過した後において二回目に行われる試験の実施日の属する月まで）にその合格した一次試験に係る技術者試験と同一の種類主任技術者免状に係る技術者試験を受ける場合

（技術者試験の実施）  
**第八条** 技術者試験は、毎年度少なくとも一回（第三種電気主任技術者免状に係るものにあつては、毎年度二回）行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により年度に一回（第三種電気主任技術者免状に係るものにあつては、毎年度二回）技術者試験を行うことが困難であるときは、この限りでない。

（技術者試験の公示）  
**第九条** 技術者試験を行う日時及び場所並びに受験願書の提出期限その他技術者試験の実施に関し必要な事項は、あらかじめ、官報に公示する。

（受験手続）  
**第十条** 技術者試験（指定試験機関がその試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、様式第九の電気主任技術者試験受験願書を、受験地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2 指定試験機関がその試験事務を行う技術者試験を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めるところにより、受験願書を当該指定試験機関に提出しなければならない。

### 附則

1 この省令は、電気事業法の施行の日（昭和四十年七月一日）から施行する。

2 この省令の施行の際現に旧電気に関する臨時措置に関する法律施行規則（昭和二十七年通商産業省令第九十九号。以下「旧規則」という。）第一条第一項の規定に基づき旧電気事業主任技術者資格検定期則（昭和七年通信省令第五十四号）第七条の二第一項、第二項又は第三項の規定の例による認定を受けているものは、それぞれ第一条第一項の表の第一種電気主任技術者免状の項中欄一、同表の第二種電気主任技術者免状の項中欄一もしくは同表の第三種電気主任技術者免状の項中欄一の認定を受けたもの、同表の第二種電気主任技術者免状の項中欄二もしくは同表の第三種電気主任技術者免状の項中欄二の認定を受けたものまたは同表の第三種電気主任技術者免状の項中欄三の認定を受けたものとみなす。

3 昭和四十年に行なう国家試験は、第二章の規定にかかわらず、旧電気事業主任技術者資格検定期則第三条、第四条第一項、第五条、第六条、第七条の二第一項から第三項まで、第九条第一項ならびに第十条第一項および第三項の規定の例により行なうものとする。

4 旧規則第一条第一項の規定に基づき旧電気事業主任技術資格検定期則の規定の例により昭和四十年四月六日に行なつた第一種、第二種または第三種の電気事業主任技術者の検定に係る第一次

試験は、それぞれ前項の規定により昭和四十年に行なう第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状または第三種電気主任技術者免状に係る国家試験の第一次試験とみなす。

5 昭和四十年一月一日からこの省令の施行の日までの間において旧規則第一条第一項の規定に基づき旧電気事業主任技術者資格検定期則の例によつてした第一種、第二種または第三種の電気事業主任技術者の検定に係る第二次試験に係る手続その他の行為は、それぞれ第三項の規定により昭和四十年に行なう第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状または第三種電気主任技術者免状に係る国家試験の第二次試験についてしたものとみなす。

附 則 (昭和四二年六月一日通商産業省令第五三〇号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四五年一月三〇日通商産業省令第一号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四六年二月一日通商産業省令第一二二号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四八年七月二五日通商産業省令第六七号) 抄  
(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。  
附 則 (昭和四九年一月二三日通商産業省令第八七号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五三年五月二三日通商産業省令第二五号)  
この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行後昭和五十三年十二月三十一日までに行う国家試験に係る受験願書の様式については、なお従前の例による。  
附 則 (昭和五九年三月九日通商産業省令第一七号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五九年一月二六日通商産業省令第八四号)  
この省令は、昭和五九年十二月一日から施行する。

附 則 (平成元年七月一日通商産業省令第四二二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年五月三〇日通商産業省令第二六号)  
この省令は、平成二年六月一日から施行する。

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。ただし、改正後の第一条第二項、第四条、第六条、第七条(認定科目に係る場合を除く)、第七条の二及び第十条の規定は、平成七年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令(以下「旧省令」という。)第一条第一項の規定による認定を受けている者は、この省令の施行後一年以内に第一条の二に規定する変更の手続をしなければならぬ。

3 この省令の施行の際現に旧省令第六条第二項及び第三項の規定により口述試験を受けることができる者は、改正後の第六条第二項及び第三項の規定により二次試験を受けることができる者とはみなす。

附 則 (平成七年一〇月一八日通商産業省令第八四号)

この省令は、電気事業法の一部を改正する法律(平成七年法律第七十五号)の施行の日(平成七年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成九年四月九日通商産業省令第七〇号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、様式第七の改正規定は、平成九年十月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年三月三〇日通商産業省令第三四号) 抄  
第一条 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年三月二六日通商産業省令第二二二号)  
この省令は、平成一一年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前に改正前の電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第四条第一項、第五条第一項又は第七条の三の規定によりされた申請については、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年一〇月三一日通商産業省令第三〇九号)  
この省令は、平成一三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一三年三月一五日経済産業省令第一八号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年五月三〇日経済産業省令第六七号)  
この省令は、船舶職員法の一部を改正する法律の施行の日(平成一五年六月一日)から施行する。

附 則 (平成一七年三月二一日経済産業省令第二二二号)  
この省令は、平成一七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月一七日経済産業省令第二四号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年三月二九日経済産業省令第二〇号) 抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。  
(電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第十条 この省令の施行の際現に旧法第八条第一項の規定により熱管理士免状の交付を受けていた者についての前条の規定による改正後の電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二二年三月三一日経済産業省令第一八号)  
この省令は、平成二二年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に改正前の電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条第一項の規定による認定を受けている者は、この省令による改正後の電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条第一項の規定による認定を受けた者とみなす。

附 則 (平成二四年七月六日経済産業省令第五三三号)  
この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日(平成二四年七月九日)から施行する。

附 則 (平成二五年一月二八日経済産業省令第一号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年一二月二七日経済産業省令第六六号) 抄  
(施行期日)

第一条 この省令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日(平成二六年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二八年四月一日経済産業省令第六五号)  
この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年七月一三日経済産業省令第五三三号)  
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年七月六日経済産業省令第四五号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。  
**附 則** (令和二年六月二十六日経済産業省令第六〇号)  
 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和二年二月二十八日経済産業省令第九二号)

(施行期日)

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則** (令和三年七月二十七日経済産業省令第六三号)

(施行期日)

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**附 則** (令和四年三月三十一日経済産業省令第三二号)

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

**附 則** (令和四年二月二十四日経済産業省令第九九号)

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

**附 則** (令和五年三月二十八日経済産業省令第一一号) 抄

**第一条** この省令は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和五年四月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

様式第1(第1条関係)

様式第1 (第1条関係) (経済産業省令第一号様式第一号) (令和五年四月一日施行)

学校認定申請書 年 月 日

印

住所 氏名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第1条第1項の表により次のとおり認定を受けたいので申請します。

学校等の名称及び所在地	
申請に係る主任技術者名状の種類	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第1の2(第1条の2関係)

様式第1の2 (第1条の2関係) 学校認定変更届出書 年 月 日

印

住所 氏名(名称及び代表者の氏名)

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第1条の2の規定により次のとおり変更した1つで届け出ます。

変更事項	
変更予定年月日	

備考1 関係学科目、履修単位の変更にあつては、変更後の様式第2又は様式第2の2の関係学科目の履修内容及び履修単位の詳細を、教員関係の変更にあつては、変更後の様式第3の関係学科目教員関係詳細書を、実施組織又は実施組織の変更にあつては、変更後の様式第4又は様式第4の2の関係学科目実施設備及び実習設備詳細書を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2 (第1条関係) (昭39通産令64・平9通産令00・中2経産令00・一部改正)

関係学科科目別授業内容及び履修単位明細書

区分	学 科 目	単 位 数	時間数	学科目の概要
一般 教 育 科 目	必 修			
	小 計			
	選 択			
	小 計			
専 門 教 育 科 目	必 修			
	小 計			
	選 択			
	小 計			

- 備考 1 単位数は、学年別及び学期別に記載すること。  
 2 基礎教育科目を設けている場合は、一般教育科目の次に基礎教育科目の欄を設けて記載すること。  
 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第2の2 (第1条関係)

電気関係学科科目別授業内容及び履修単位明細書

科目区分	学 科 目	単 位 数	時間数	学科目の概要
①電気工学又は電子工学等の基礎に関するもの	第一欄			
	小 計			
	第二欄			
	小 計			
②発電、蓄電、変電、送電、配電及び電気材料並びに電気法規に関するもの	第一欄			
	小 計			
	第二欄			
	小 計			
③電気及び電子機器、自動制御、電気エネルギーの利用並びに情報伝送及び処理に関するもの	第一欄			
	小 計			
	第二欄			
	小 計			
④電気工学若しくは電子工学実験又は電気工学若しくは電子工学実習に関するもの	第一欄			
	小 計			
	第二欄			
	小 計			
⑤電気及び電子機器設計又は電気及び電子機器製図に関するもの	第二欄			
	計			

- 備考 1 単位数は、学年別及び学期別に記入すること。  
 2 第一欄、第二欄の別は、別に告示で定める授業内容の第一欄、第二欄の区分によること。  
 3 それぞれの科目区分に該当する学科目は、別に告示で定める科目区分ごとの授業内容のものとする。  
 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。



様式第3 (第1条関係) (昭39通産令64・平5通産令00・令2経産令02・一部改正)  
関係学科教員関係明細書

氏名	職名	専任及び 兼任の別	最終学歴及び 最終学校卒業 の略歴	担当学科目

- 備考 1 認定科目を担当する教員について記載すること。  
2 職名の欄には、教授、助教授、講師、助手、教諭、助教諭等の別を記載すること。  
3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第4 (第1条関係) (昭39通産令64・平5通産令00・令2経産令02・一部改正)  
関係学科実験設備及び実習設備明細書

種類	容量、性能等	数	量	備考

- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第4の2 (第1条関係) (平5通産令60・追加、令2通産令92・一部改正)  
電気関係学科実験設備及び実習設備明細書

種別	種	類	容量、性能等	数	量	備	考
電用設備 電気機・実験・実習							
電子・半導体用設備 情報工学実験							
高電圧実験設備							
測頻用設備 及び計器							

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第5 (第3条関係) (昭46通産令12・全改、昭59通産令84・旧様式第6繰上・一部改正、平5通産令60・平7通産令64・平12通産令300・令2通産令92・一部改正)

第 種 主任技術者免状	
第	号
本 籍	
氏 名	
生年月日	
電気事業法第44条の規定によりこの免状を交付する。	
年 月 日	
経済産業大臣 図	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第6 (第4条関係) (平9通産令60・令改、平7通産令64・平9通産令70・平11通産令21・平2経産令22・一部改正)

収入印紙 (消印を) しない こと。)	※整理番号	
	※受理年月日	

主任技術者免状交付申請書

殿 年 月 日  
住 所  
氏 名

電気事業法第44条第2項第1号の規定により次のとおり主任技術者免状の交付を受けたいので申請します。

交付を受けようとする免状の種類	
登録科目名及び合格年度	

- 備考 1 ※印の欄は、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。  
3 単位不足者にあつては、登録科目名及び合格年度の欄に電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第7条の3の規定により登録した合格科目名及び当該科目の合格年度を記載すること。

様式第6の2 (第4条関係) (平5通産令60・追加、平7通産令64・平11通産令21・平2経産令22・一部改正)

※整理番号	
※受理年月日	

主任技術者免状交付申請書

殿 年 月 日  
住 所  
氏 名

電気事業法第44条第2項第2号の規定により次のとおり主任技術者免状の交付を受けたいので申請します。

交付を受けようとする免状の種類	
試験結果通知書の番号	

- 備考 1 ※印の欄は、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第6の3 (第4条関係) (平9通産令の令改、平7通産令64・旧様式第7様上・一部改正、平11通産令21・令2経産令92・一部改正)

収入印紙 (海印を しない こと。)	※整理番号	
	※受理年月日	

主任技術者免状交付申請書

殿 年 月 日

住 所  
氏 名

指定試験機関がその試験事務を行う電気主任技術者試験に合格したことにより次のとおり主任技術者免状の交付を受けたいので申請します。

交付を受けようとする免状の種類	
試験結果通知書の番号	

- 備考 1 ※印の欄は、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第6の4 (第4条関係) (平9通産令70・追加、平11通産令21・令2経産令92・一部改正)

※整理番号	
※受理年月日	

主任技術者免状交付申請書

年 月 日

殿

住 所  
氏 名

指定試験機関がその試験事務を行う電気主任技術者試験に合格したことにより次のとおり主任技術者免状の交付を受けたいので申請します。

交付を受けようとする免状の種類	
試験結果通知書の番号	

- 備考 1 ※印の欄は、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第7 (第4条関係)

単位取得証明書

入学 年 月 日  
卒業 年 月 日

氏 名  
生年月日

上記の者は、下記の科目を取得したことを証明する。  
年 月 日

学校等の名称及び代表者の氏名 ㊟

記

区 分	学 科 目	単 位 数	取 得 数	学 科 目 の 概 要
① 理 論	◎科目			
	小 計			
	○科目			
	小 計			
② 電 力	◎科目			
	小 計			
	○科目			
	小 計			
③ 機 械	◎科目			
	小 計			
	○科目			
	小 計			
④ 法 規	◎科目			
	小 計			
	○科目			
	小 計			

備考1 ◎科目、○科目の別は、認定科目の必修、選択によること。

- 2 履修生として取得した単位については、学科名の下に(履)と付記し、取得数の欄に取得年月日を付記すること。
- 3 大学院において行う科目については、学科名の下に(院)と付記すること。
- 4 ①理論とは、電気理論、電子理論、電気計測、電子計測、電気基礎実験、電子実験等電気の基礎に関するものをいう。
- 5 ②電力とは、発電、蓄電、変電、送電、配電等電力の発生・輸送及び管理、電力貯蔵等エネルギーシステムに関するもの並びに電気応用実験、電気実習及び電気製図をいう。
- 6 ③機械とは、電気エネルギー利用(電動機応用、照明、電熱、電気加工、電気エネルギー・光変換応用等)、自動制御(メカトロニクスを含む)、電気機械(パワーエレクトロニクスを含む)、情報伝送・処理及び電子計算機並びに電気応用実験、電気実習、電子実習、電気機器設計、電子(回路)製図及び自動設計製図(CAD)に関するものをいう。
- 7 ④法規とは、電気法規及び電気施設管理に関するものをいう。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第8 (第5条関係) (平5通産令90・令改、平7通産令64・平11通産令21・令2経産令92、一部改正)

収入印紙 (消印を しない こと。)	※整理番号	
	※受理年月日	

主任技術者免状再交付申請書 年 月 日

殿  
住所  
氏名

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第5条第1項の規定により次のとおり主任技術者免状の再交付を受けたいので申請します。

本 籍	
生 年 月 日	
免 状 の 種 類	第 種 主任技術者免状
免 状 の 番 号	第 号
免状の取得年月日	
再交付を受ける理由	

- 備考 1 ※印の欄は、記載しないこと。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第9 (第10条関係)

収入印紙 (消印を しない こと。)		電気主任技術者試験受験願書		年 月 日
要				
電気主任技術者試験を受けたいので、次のとおり申請します。				
氏 名	姓 別	種 別	受 験 日	本 籍
受 験 し よ う と す る 免 状 の 種 別	種 別	受 験 希 望 科 目	一 次 試 験	二 次 試 験
現 住 所	〒		電 話	
前 住 所	〒		電 話	
住 居 地 帯 別 郵便 番号 (学校名)	〒		電 話	
職 業 別 (学校名)	〒		電 話	
備 考	1 希望種別は、記入しないこと。 2 受験希望科目の下部に「○」を記入し、免状希望科目がある場合は当該科目の下部に「免」を記入すること。 3 科目の免除を希望する者は、受験願書の裏面に試験科目免除の写しを貼付すること。			
種 別 別 欄		写 真		
氏 名	姓 別	氏 名	性別	氏 名
生 年 月 日	生 年 月 日	生 年 月 日	生 年 月 日	生 年 月 日
受 験 地 帯 別 郵便 番号	受 験 地 帯 別 郵便 番号	受 験 地 帯 別 郵便 番号	受 験 地 帯 別 郵便 番号	受 験 地 帯 別 郵便 番号
受 験 科 目	受 験 科 目	受 験 科 目	受 験 科 目	受 験 科 目
受 験 会 場	受 験 会 場	受 験 会 場	受 験 会 場	受 験 会 場
受 験 希 望 科 目		電 気 主 任 技 術 者 試 験 受 験 願 書		
一 次 試 験		二 次 試 験		
電 力 ・ 管 理	電 力 ・ 管 理	電 力 ・ 管 理	電 力 ・ 管 理	電 力 ・ 管 理
機 械 ・ 測 量	機 械 ・ 測 量	機 械 ・ 測 量	機 械 ・ 測 量	機 械 ・ 測 量
機 械 ・ 測 量	機 械 ・ 測 量	機 械 ・ 測 量	機 械 ・ 測 量	機 械 ・ 測 量